

参加者約15名

日時：2012年12月13日（木）18:30～20:30

場所：京都府庁 職員福利厚生センター3階第3会議室

## 1 不動産関係の意見書（渡邊）に関係した議論

- ・入居拒否が非常に多い。

「もう決まった」「火を使うからだめ」と言われる。精神だと伝えたたん、断られる。

- ・障害者基本法では、生活を保障される権利、どこで誰と生活するかを選択する権利が確保され、地域社会において共生を妨げられない、とされている。

ところが、そもそも、不動産業者があっせんしてくれない、となれば、地域生活など全く見込めないのではないか。

実際、周辺住民から嫌がらせを受けたり、極端に公営住宅が少なかったり、住宅の中にバリアーがあったりと、差別が多い。

- ・権利条約、基本法の理念を実現するためにも、制定すべき。
- ・住宅の不提供を不利益取り扱いしている条例も存在する。上記のような実態を背景としたもの。
- ・グループホーム建設の際に、住民からの反対運動、嫌がらせが起こることがある。こうした場合にどう対応するか。・・・さいたま市条例では、これを、日常生活等における差別の中に入る、として差別として取り扱っている。

そうした場合、理解を広げることも必要だが、助言やあっせんも行えるとしている。

- ・住宅の確保に向けた指針

→障害者基本法20条に定められているのに、障害者が暮らしやすい住宅が極端に少ない。

- ・保証人の問題

保証人が得られないため、結局住宅が確保できないことがよくある。地域生活支援事業の住宅サポート事業なども活用できる。

## 2 不動産関係の議論

- ・例えば東北から仕事のために引っ越してきて、聞えないとだめ、と言われて、不動産屋に断られた（聴覚障害者）

また、アパートを借りられたが、近くの駐車場を借りようとしたら、聞えないといけなから、聴覚障害のない連帯保証人を2人必要だと言われた。差別を感じる。

- ・差別禁止条例だとすれば、何を指していくか。民間対民間の問題も多くある。これまで権利と言われていたものを、よりはっきりさせる。これまで関わりのなかった分野に橋をかける。行政もそれをサポートすることが必要なのでは。
- ・市営、府営住宅の障害者枠が非常に少ない。交通の便が悪かったり、UR枠にもエレベーターがなかったり、とちぐはぐ。そもそも、公営住宅には、障害者枠の場合もある。  
こうした場合、他府県の条例を参考にするのではなく、京都の特性を踏まえた条例にすべきではないか。
- ・理念をまず議論することが重要なのではないか。結局、条例がどこを目指すのか、が不明。
- ・グループホームを建てる際、表札を掲げないでほしい、と言われたことがある。郵便のある時間だけ掲示したり、とかしけないといけない。こうした地域の対応には格差があって、親切なところがある。

### 3 情報・コミュニケーション

- ・視覚障害者にとってのバリア  
紙媒体、写真・動画、立体等の表現、  
街中の看板等やデザイン（色、段差、明るさ）が分からない  
電化製品の表示（タッチパネルは全く対応できない）  
自筆、自署の問題  
パソコンの利用者の少なさ  
PDF文書の読み上げができない  
・・・多くの差別は誤解から始まるので、正しく知ってもらうことも重要。  
様々な分野にまたがるが、紙媒体の問題などは、合理的配慮に位置づけられるべき。また、自署ができない場合などは、不利益取り扱いなどとして扱われるべき。
- ・聴覚障害者の立場から  
日常生活、社会生活に制限を受ける。そこで、自ら利用し、選択する言語でコミュニケーションし、地域生活を営む権利。そうしたコミュニケーションが保障されなければ、差別とすべき。  
条例では、差別の規定と、コミュニケーションを保障する権利を規定すべき。自治体の責務、啓蒙・啓発、救済制度などを定める必要。  
義務教育を受けられず、物事が分からない、と言う人もいて、様々。  
日本でも、外国から入ってくる言葉が増えてくる。手話ではどうするか、と言う問題がある。  
書く、見る、聞く、話す、読む、という5つの権利がある。

医療や行政、報道など色々な分野があるが、手話が画面に出てくればいいという意見もある。そのためには、コミュニケーション（手話通訳）が実現していくとありがたい。

条例のポイントとして、障害のある人、ない人お互い公平にするためには、公平にする義務がある。

- ・盲聾者・・・重複障害の方。

住宅がない、災害時の対応が不十分。

点字を学んでいる人がいるが、そうした学習の機会も保障されているわけではない。指点字も可能。また、手話としても、触手話などがある。

- ・バスの運転手と、けんかになる。言語障害があったりすると、なかなか伝わらない。

- ・発達障害の方の場合

人それぞれだが、周りの色々な音から必要な音声情報だけを聞き分けることができないことがある。その場合、電光掲示板が重要。忘れないようにメモを取っている。

そうしたことに対して、理解が得られない。条例でどこまで入れられるかは難しいが、コミュニケーションを取れるように支援をしてほしい。

- ・ルビを付けたら分かるのかというと、そうではない。本人はどうせ分からないだろう、ということで排除されることが多い。本人の意思を表明する権利。分かりやすい限度で作ったものを作ることを始めるべき。

- ・点字ブロックがコントラストが薄いところが多い。車いすを利用しているが、券売機が使いにくい。画面も見にくい。

補聴器、発声補助機の電池代を出してくれなくなった。それはおかしいのでは。

パソコンも日常生活用具から外れてしまった。

- ・手話通訳も長時間だとたくさんお願いしないといけませんが、介助者がそもそも少ない。

- ・個別対応が原則、媒体変換（テキストデータが必要）の必要性。

媒体の多様さ（ピクトグラム、マルチメディア・デイジー、カラーユニバーサルデザイン）と、それを作成する費用の問題。

公共機関の窓口での代筆と代読、申請主義の弊害回避、専門性の高い介助者・通訳者、個人の尊重をそれぞれ定めるべき。

#### 4 今後の日程

12月20日 検討部会・複合差別

12月26日 検討会議

論戦整理 まだ京都府のビジョンが見えてこない部分がある。

何を目指しているのか。差別禁止に特化するのか、虐待を含んで「権利条例」とするのか、宣言的なものになるのか。

なぜ作るのか・・・背景、立法事実、国際的潮流、基本権の確認、共生社会の実現

障害者の定義，差別の定義，虐待の定義，具体的場面（基本的な権利を認めるかどうか。），複合差別，予防策  
虐待を入れられるか（学校，病院でどう考えるか。）。